

フォークリフト運転技能講習について

群馬労働局長登録教習機関

登録番号 第1号 登録有効期間 令和11年3月30日迄
陸上貨物運送事業労働災害防止協会群馬県支部

群馬県前橋市野中町 322 番地 1 群馬県交通運輸会館内

〒379-2166 TEL 027-261-0244 FAX 027-261-7576

労働安全衛生法の施行により、昭和49年10月1日からは、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転業務には、フォークリフト運転技能講習を修了した者を配置しなければならないことになっております。

当支部では、群馬労働局長から教習機関としての登録を受け、フォークリフトの運転の資格を得たい方のため、次の要領で講習を行いますから、貴事業場で希望者がありましたら、受講申し込みをされますよう、お知らせいたします。

フォークリフト運転技能講習実施要領

1. 登録教習機関

本講習は労働安全衛生法、同施行令及び労働安全衛生規則の規定に基づき、群馬労働局長の登録を受け実施するものである。

2. 講習日時

講習は各回とも申込者が定員に達するごとに締め切り、受講年月日を指定して実施する。

学科講習は………指定日(原則として土曜日)の午前8時受付、午前8時20分オリエンテーション、午前8時30分講習開始。

実技講習は………指定日の午前7時50分集合、午前8時00分講習開始。

3. 講習場所

前橋市野中町 322-1 群馬県交通運輸会館 別館 (TEL 027-261-0244)

4. 講習科目及び時間割

学科講習 (使用教材：中央労働災害防止協会発行「フォークリフト運転士テキスト」)

時 間 割	科 目	講習時間
8:00～ 8:20	受付	
8:20～ 8:30	オリエンテーション	
8:30～11:40	フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3 時間
(11:40～12:20)	(昼食・休憩)	
12:20～13:20	フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	1 時間
13:20～15:30	フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	2 時間
15:40～16:40	関係法令	1 時間
16:50～17:50	学 科 修 了 試 験	1 時間

実技講習 (使用車両：トヨタ製カウンターバランス型フォークリフト・1.5 トン・バッテリー車)

時 間 割		科 目	講習時間
第1日	8:00～12:20	フォークリフトの走行の操作	4 時間
	(12:20～13:00)	(昼食・休憩)	
	13:00～17:20	フォークリフトの走行の操作	4 時間
第2日	8:00～12:20	フォークリフトの走行の操作	4 時間
	(12:20～13:00)	(昼食・休憩)	
	13:00～17:20	フォークリフトの走行の操作	4 時間
第3日	8:00～12:20	フォークリフトの走行の操作	4 時間
	(12:20～13:00)	(昼食・休憩)	
	13:00～17:20	フォークリフトの荷役の操作	4 時間
	17:30～18:30	実 技 修 了 試 験	1 時間
	実技修了試験は、走行の操作及び荷役の操作を一括して実施する。		

※ 実技講習及び実技修了試験の終了時間は進捗状況により、繰り下がる場合があります。

※ 時間割は変更になる場合があります。

5. 受講対象者

普通自動車・準中型自動車・中型自動車・大型自動車及び大型特殊（カタピラ限定付）自動車の運転免許証を所有し、フォークリフトの運転業務に従事した経験のない者で、31 時間コース（学科講習 7 時間、実技講習 24 時間＜走行の操作 20 時間、荷役の操作 4 時間＞）を希望する者。

6. 受講申し込み

受講希望者は、所定の申込書に必要事項を記入し、氏名を自署の上、証明写真 1 枚（撮影部分が縦 3.0cm×横 2.4cm、正面、無帽、上三分身、無背景、3 か月以内に撮影、裏面に会社名、氏名を記入したもの）、自動車運転免許証のコピー 1 枚（原本を学科講習当日に提示いただきます。なお、現住所が自動車運転免許証記載の住所と異なる場合は、本籍及び個人番号が記載されていない公的証明書の原本、例えば本籍及び個人番号未記載の住民票等を添付して下さい。）及び受講料等を添え、当支部宛持参又は現金書留による郵送にてお申し込み下さい。

なお、申込用紙は当支部にありますので、電話又は FAX 等で申し込めば送付します。（申込用紙は修了証台帳を兼ねますので、必ず所定の用紙を使用する。コピー不可。）

7. 受講料等

受講者 1 名につき、受講料 38,500 円（消費税 3,500 円込み）、テキスト代 1,650 円（消費税 150 円込み）。（ただし、会員に対するテキスト代は当支部負担とします。）

なお、講習実施日（第 1 日目）の 7 日前までに申し込みの取り消しがない場合は、受講料は返還いたしません。また、申し込み受付後の受講者変更は、原則として認めませんので、ご注意願います。

《 受講の心得 》

- ① 指定時間 10 分前までに、別に交付する受講票を毎朝受付に提示して下さい。
- ② 学科講習日には、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル・消しゴム）を持参して下さい。
- ③ 実技講習日には、作業に適した服装で安全帽（ヘルメット）を用意して下さい。
- ④ 昼食及び飲物は、各自で用意して下さい。
- ⑤ 完全に講習を受講しない場合は、失格（不合格）となります。
- ⑥ その他、不明の点は当支部（TEL 027-261-0244）へご照会下さい。